

令和元年 12 月定例会 提出議案（概要）

	（頁）
（１）議案第 178 号	1
北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	
（２）議案第 179 号	2
北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について	
（３）議案第 180 号	3
北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について	
（４）議案第 181 号	4
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	

総 務 局

議案第178号 「北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

自己啓発等休業を申請することができる要件のうち、職員としての在職期間を短縮するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

自己啓発等休業を申請することができる要件のうち、職員としての在職期間について、『3年以上』から『2年以上』に短縮する（第2条関係）。

現行	改正後
3年以上	2年以上

【自己啓発等休業】

大学等課程の履修又は国際貢献活動のために取得する休業。任命権者は、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに承認することができる。

3 施行期日

公布の日

議案第179号 「北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 給料表の改定（給与改定率 0.14%）

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向等を考慮し、若年層に重点を置いた改定を行う。

(2) 住居手当の見直し

- ア 手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円に引上げ
- イ 手当額の上限を27,000円から28,000円に引上げ
- ウ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、減額幅を2,000円とする経過措置を講ずる

(3) 号給の増設（給料表の改定）

最高号給の在職実態、昇給制度の見直し等を考慮し、行政職給料表の2級及び3級について、それぞれ8号給の増設を行う。

3 施行期日

- 2 (1) は、規則で定める日（平成31年4月1日適用）
- 2 (2)、(3) は、令和2年4月1日

議案第180号 「北九州市旅費条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

職員等が勤務地内において継続4時間以上の出張を行った場合に支給する日当（100円）を廃止するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市旅費条例の適用を受ける職員及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の適用を受ける教職員等が勤務地内において出張する場合に支給する日当を廃止するもの。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第181号 「地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

会計年度任用職員の報酬等の支払方法に口座振替の方法を追加するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例第6条中、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正規定に次の1条を加えるもの。

(報酬等の支払)

第9条 第1号会計年度任用職員に支給する報酬、費用弁償及び期末手当は、現金で支払うものとする。ただし、第1号会計年度任用職員から申出があったときは、その者に対して支給する報酬、費用弁償及び期末手当の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

<改正イメージ>

現在			条例改正後 (R2. 4. 1~)		
任用区分		根拠規定 (口座振替)	任用区分		根拠規定 (口座振替)
一般職	常勤職員	給与 条例	一般職	常勤職員	給与 条例
	再任用職員			再任用職員	
	任期付職員			任期付職員	
	短時間勤務職員			短時間勤務職員	
	臨時職員			臨時職員	
		会計年度 任用職員	フルタイム パートタイム	報酬条例	
特別職	非常勤嘱託員	労働 基準法	特別職	非常勤嘱託員	労働 基準法

3 施行期日

公布の日